						年	月	日	
			殿						
				税務署長			<u> </u>		
所得税	の減価償却資	資産の特 別	別な他	賞却方法の)承認申請の_		通知書		
あなたが	年月	目付で	ごされ	た所得税の泊	減価償却資産の償	却方法の	特別な承	認申	
請に係る資産	の全部又は一部	についてに	は、次の	のとおり	しましたの [・]	で通知しる	ます。		
資産の種類	構造又は用途	細	目	数量	承認、却下の区分				

(理由)

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の(承認・却下)通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。

なお、「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。

- (3) 「資産の種類」欄から「承認した特別な償却方法」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の変更承認申請の(承認、却下)決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の認定をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」 の空欄には、この処分を行う税務署長及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。